

事 務 連 絡  
令和6年5月17日

各都道府県住宅・建築主務課 御中

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

建築基準法及び建築物省エネ法改正内容に関する周知へのご協力をお願い

平素より住宅・建築行政の推進にご協力をいただき、誠に有難うございます。

2022（令和4）年6月17日に公布された脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律により建築基準法及び建築物省エネ法が改正され、2025（令和7）年4月から、建築確認審査の対象となる建築物等の規模の見直し、及び、原則全ての建築物の新築・増改築時における省エネ基準への適合義務化が開始されます。

国土交通省では、関係業界団体等のご協力を頂きながら国土交通省ホームページ等にて幅広く周知に取り組んでいるところですが、更なる周知を図りたく、この度「2025年4月施行に係る国土交通省からのお知らせチラシ」を別添1のとおり作成いたしました。

つきましては下記の通り、窓口での配布及びメールへの添付にてチラシを配布していただきますよう、ご協力の程よろしくお願ひいたします。また、管内の知事指定確認検査機関、特定行政庁及び所管行政庁に対しても、別添2のひな形を参考に事務連絡を発送し、この旨を周知いただきますようお願いいたします。なお、窓口で配布いただく際は、事前に配布可能部数を申込フォームより入力いただくことにより、所要部数を各行政庁に送付させていただきます。

なお、各指定確認検査機関、各登録建築物エネルギー消費性能判定機関及び各登録住宅性能評価機関に対しても、この旨周知していることを申し添えます。

記

1. チラシ配布方法

紙申請の場合、下記のタイミングで窓口での配布をお願いいたします。

- ・知事指定確認検査機関、特定行政庁：確認済証の交付時
- ・所管行政庁：省エネ適合判定通知書の交付時

電子申請の場合、上記に係るご連絡のメールに本チラシを添付してお送り願ひます。その際、本チラシについてメール内でご説明いただけますと幸いです。

## 2. 窓口での配布時のチラシ配布可能部数等の入力

回答期日までに下記の申込フォームよりお申し込みをお願いします。

※**行政庁ごとに回答**してください。

回答期日：令和6年5月31日（金）

申込フォーム <https://forms.office.com/r/97b624EcYC>

※上記フォームにアクセスできない場合は、下記担当者までご連絡ください。

国土交通省 住宅局参事官（建築企画担当）付 課長補佐 秋岡、係長 武田

電話：03 - 5253 - 8111（内線 39429、39458）

メール：[akioka-n2mw@mlit.go.jp](mailto:akioka-n2mw@mlit.go.jp) [takeda-t2tx@mlit.go.jp](mailto:takeda-t2tx@mlit.go.jp)

※チラシの発送は令和6年6月末頃を予定しております。

### 【問合せ先】

#### ○省エネ基準適合の義務化について

国土交通省 住宅局参事官（建築企画担当）付 課長補佐 秋岡、係長 武田

電話：03 - 5253 - 8111（内線 39429、39458）

メール：[akioka-n2mw@mlit.go.jp](mailto:akioka-n2mw@mlit.go.jp) [takeda-t2tx@mlit.go.jp](mailto:takeda-t2tx@mlit.go.jp)

#### ○木造戸建住宅の建築確認手続きについて

国土交通省 住宅局参事官（建築企画担当）付 課長補佐 土佐、係長 藤本

電話：03 - 5253 - 8111（内線 39516、39502）

メール：[tosa-s2wp@mlit.go.jp](mailto:tosa-s2wp@mlit.go.jp) [fujimoto-a2tr@mlit.go.jp](mailto:fujimoto-a2tr@mlit.go.jp)

#### ○小規模木造建築物の構造基準の見直しについて

国土交通省 住宅局参事官（建築企画担当）付 課長補佐 杉原、係長 吉田

電話：03 - 5253 - 8111（内線 39536、39537）

メール：[sugihara-s2xt@mlit.go.jp](mailto:sugihara-s2xt@mlit.go.jp) [yoshida-y23b@mlit.go.jp](mailto:yoshida-y23b@mlit.go.jp)